

平成24年9月4日

第2417号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 地籍調査に関する事業計画（473・農山村振興課）…………… 1
- 市街地再開発組合の定款の変更の認可（474・建築住宅課）…………… 1
- 道路の供用開始（475・由利地域振興局建設部）…………… 2
- 建設業の許可の取消し（476・仙北地域振興局総務企画部）…………… 2

公 告

- 秋田県労働委員会委員候補者の推薦（雇用労働政策課）…………… 2
- 条件付き一般競争入札の実施（技術管理課）…………… 3
- 土地改良区の役員の就任の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 4

教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催（16・教育庁総務課）…………… 4

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（64）…………… 4
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（65）…………… 4

告 示

秋田県告示第473号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり平成24年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 調査を行う者の名称
由利本荘市
- 2 調査地域
由利本荘市湯沢、滝ノ沢、宮沢、矢島町立石、東由利館合、老方字仲ノ沢ほか32字
- 3 調査期間
平成24年4月1日から平成25年3月29日まで

秋田県告示第474号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 市街地再開発組合の名称
中通一丁目地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成21年2月6日から平成25年3月31日まで
- 3 施行地区
秋田市中通一丁目67番、68番、69番及び70番
- 4 事務所の所在地
秋田市中通一丁目3番24号
- 5 設立認可の年月日
平成21年2月6日
- 6 定款の変更の認可の年月日
平成24年8月27日

秋田県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年9月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田雄和本荘線	由利本荘市新沢字碓り196番地先から字小沢51番7地先まで

2 供用開始の期日 平成24年9月4日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 由利地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成24年9月4日から同月18日まで

秋田県告示第476号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成24年8月17日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

菅原工務店

大仙市大巻字宅地10番地

菅 原 廣 光

秋田県知事許可（般-22）第11144号

3 処分の内容

建築工事業及び管工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成24年8月17日付けで建築工事業及び管工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

第39期秋田県労働委員会委員は、平成24年11月30日をもって任期満了となるので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり秋田県労働委員会委員候補者の推薦を求める。

平成24年9月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 推薦対象

第40期秋田県労働委員会の使用人委員及び労働者委員各5人

2 推薦資格

秋田県の区域内のみに組織を有する使用者団体及び労働組合

3 被推薦者となることができない者

(1) 労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定に該当する者

(2) 国会法（昭和22年法律第79号）第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第6条その他の法令の規定により、都道府県労働委員会の委員との兼職を禁止されている者

4 推薦期間

平成24年10月1日（月）から同月29日（月）まで

5 推薦方法

労働組合にあっては、推薦書に労働組合法施行令第21条第3項の規定による証明書を添えて、産業労働部雇用労働政策課へ提出すること。

6 その他

関係書類、手続その他不明な点は、産業労働部雇用労働政策課（電話018-860-2331）へ問い合わせること。

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成24年9月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
平成24年度 公共事業労務費調査業務委託 GK24-YA
- (2) 業務概要
公共工事の積算に使用する労務単価決定に係る調査及び資料作成業務 一式
- (3) 履行期限
平成25年1月31日
- (4) 業務場所
別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 主たる営業所又は営業所を東北六県に有すること。
- (3) 過去10年以内に東北六県において、公共事業労務費調査業務を元請として完了させた実績があること。
- (4) 管理技術者は、公共事業労務費調査業務に従事した経歴を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (7) 当該業務に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 設計図書等を示す場所等

- (1) 本業務に係る設計図書、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設部技術管理課積算管理班
（電話018-860-2419）
- (2) 交付方法
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年9月4日（火）から6日（木）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成24年9月10日（月）午後1時
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁6階西フロア会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

6 その他

- (1) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札の無効
財務規則第166条に規定するところによる。
- (3) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、仙北市神代土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名

仙北市田沢湖神代字長信田11番地2

後 藤 久 司

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第16号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成24年9月4日

秋田県教育委員会委員長 佐 藤 一 成

1 日時

平成24年9月6日午後2時

2 場所

教育委員会委員室

3 案件

- (1) 平成24年度施策評価について
- (2) 秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について
- (3) 秋田県文化財保護審議会委員の任命について
- (4) その他

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

秋選管告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成24年9月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,304

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

219,195

秋選管告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成24年9月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,068
能代市山本郡	25,868
横手市	27,720
大館市	22,132
男鹿市	9,379
湯沢市雄勝郡	20,110

鹿角市鹿角郡	11,426
由利本荘市	23,739
潟上市	9,591
大仙市仙北郡	31,365
北秋田市北秋田郡	11,272
にかほ市	7,595
仙北市	8,401
南秋田郡	7,397